

みどり青申

第96号



一般社団法人

みどり青色申告会

会長 津本 晃

〒227-0064 横浜市青葉区田奈町13-17

TEL 045-989-5011

FAX 045-989-5022

予約TEL 050-3719-5607

e-mail: midori-airo@nifty.com

ホームページ: 'みどり青色' で検索

編集 広報委員会



あおいろくん

9月号のトピックは...

- 追悼・平野 稔会長ご逝去
- インボイス制度“最終”準備

- このような記帳等のご相談は9月15日まで
- 9月20日～決算準備・消費税準備相談会開催!
- 3区のおまつりに参加します!



追悼・平野 稔会長ご逝去

一般社団法人みどり青色申告会会長 平野 稔 (ひらのみのる) 氏が、令和5年7月12日(水)、逝去されました(享年77)。

通夜・告別式につきましては、ご遺族の意向により、近親者のみにて執り行われました。

通夜：7月17日(月)

告別式：7月18日(火)

式場：北部斎場



遡りますと昭和61年、当会発足当初には青年部を設立し青年部長として、その後も様々な役職を経て平成25年からは会長として、10年以上に亘り御尽力されました。また、当会のみならず、令和元年からは一般社団法人神奈川県青色申告会連合会の会長、平成29年からは一般社団法人全国青色申告会総連合の常任理事も務めておられました。

改めて哀悼の意を表すとともに、心よりお悔やみ申し上げます。

尚、8月1日(火)の臨時理事会を開催し、新会長として、理事 津本 晃 (つもと あきら) 氏が選定されました。

<新会長挨拶>



▲津本新会長

前会長である平野氏の突然のご逝去に役職員一同、大変驚いており、大きな悲しみです。

思えば平野氏は、以前から、“会員が安心して相談できる体制作り”と“会員サービスの向上”について、常に陣頭に立ち、ご尽力されてきました。私は今回、会長に選定されましたが、インボイス制度初年の体制構築などの山積する課題に対し、平野氏の遺志を継ぎ、会運営に精一杯寄与して参る所存です。ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い致します。 津本 晃

- STEP1 7月号 まず登録の判断
- STEP2 9月号 事前の登録申請
- STEP3 9月号 売上先への周知
- STEP4 11月号 支払先の登録状況の確認と会計帳簿の整備
- STEP5 5月号 新情報!インボイス制度の負担軽減措置「2割特例」
- STEP6 7月号 制度開始へ向けた「最終」準備①
- STEP7 9月号 制度開始へ向けた「最終」準備②



解説バック
ナンバー

消費税インボイス制度 解説シリーズ 最終回

制度開始へ向けた “最終”準備②



「インボイス制度のもとでの記帳上の注意」

消費税申告へ向けた解説の最終回は、10月から制度が開始された後の「記帳上の注意」についてお伝えします。

消費税の計算方法には、しばらくの間、「2割特例」「簡易課税」「一般課税」の3種類が存在することになりますが、それぞれで適用要件や注意点が異なりますので、各自、該当する箇所をご確認下さい。

《新しい計算方式》	【2割特例】P.2・4 売上げに係る消費税額から 売上税額の8割 を差し引いて納付税額を計算	選択可能	【簡易課税】P.3~4 売上げに係る消費税額から 売上税額にみなし仕入率を掛けた金額 を差し引いて納付税額を計算	【一般課税】P.4~5 売上げに係る消費税額から 仕入に係る消費税額 を差し引いて納付税額を計算
	<ul style="list-style-type: none"> ・仕入税額の実額計算不要 ・業種に関わらず売上税額の一律2割を納付 ・事前の届出が不要 		<ul style="list-style-type: none"> ・仕入税額の実額計算不要 ・業種に応じたみなし仕入率を使用 ・事前の届出が必要 	仕入れや経費の額について実額で計算が必要

重要 皆さまご覧ください！

- 消費税申告を行うためには、各自において「帳簿等での必要事項の事前整理」や、「10月以降のインボイス制度への適切な対応」が必要不可欠となります。
- 十分な準備がないまま申告時期にご来所になった場合（特に一般課税において）は、想像以上に税負担の増加が生じることや、対応自体が難しいことも考えられますので、ご注意下さい。
- 「消費税申告が初めての方」、今回の「『インボイス制度のもとでの記帳』にご不安のある方」は、ぜひ、「決算準備・消費税準備相談会」(P.6)を早期ご利用下さい。



消費税の計算方法の
セルフチェック



(ブルーリターンA)
消費税対応の設定



令和5年10月1日
前後の記帳の注意



事業所得の決算書の
記載欄追加

※QRコードの資料は、各相談会でも配布中(PDFの場合は直接クリックで、開きます。)

「2割特例」の場合 (制度の詳細は上部「解説バックナンバー」の終盤で紹介しています。)

2割特例は、申告するそれぞれの年が要件を満たす限り、申告時の選択だけで適用が可能です。
(その課税期間の前々年の課税売上高が1,000万円超等は、適用対象外です。)

ポイント

- ①適用にあたっては、要件を満たしているか、QRコードの文書で再度セルフチェックを行って下さい。
(確定申告の際は、「記入済のシート」と「過去2年分の決算・申告書」を必ずご持参ください。)
- ②2割特例を適用する場合でも、通常通り、一般課税・簡易課税の記帳(次ページ以降)を行って下さい。
(「要件の前提となる前々年の課税売上上の計上漏れ」などに備えます。)

「簡易課税」の場合

$$\text{売上げの消費税額} - \text{【仕入控除税額】 (概算)} = \text{納付税額}$$

$$\text{売上げの消費税額} \times \text{みなし仕入率}$$

簡易課税の適用には、**あらかじめ税務署へ届出が必要で、最低2年間の継続適用がルール**です。
 (届出を提出済でも、その課税期間の前々年の課税売上が5,000万円超等は、適用対象外です。)

ポイント

- ①概算で控除するため、**一般課税では必要な経費等の支払先からの請求書等がインボイスかどうかの確認が不要**です。これまでの記帳と比較して、**事務負担が増えないのが大きなメリット!**
- ②収入について「8%・10%の税率」と「**事業区分**」を付し、帳簿等で集計しましょう!

<簡易課税制度の事業区分の表> ※いわゆる業種ではなく、取引ごとに判定します。

事業区分	みなし仕入率	業種	内容
第1種事業	90%	・卸売業	他者から購入した商品をその性質、形状を変更しないで他の 事業者に対して 販売する事業
第2種事業	80%	・小売業 ・農業林業漁業 (飲食物品の譲渡(8%)に係る事業)	小売業は他者から購入した商品をその性質、形状を変更しないで他の 消費者に対して 販売する事業
第3種事業	70%	・ 建設業、製造業、製造小売業 (加工賃等を対価とする役務提供を除く) ・電気ガス水道業 ・農業林業漁業 (第2種のものを除く) など	(テイクアウト専門店など飲食設備を持たない持ち帰り専門の弁当や、パン屋、惣菜屋など。) 製造小売を含む
第4種事業	60%	・飲食業 ・建設業等のうち、加工賃等を対価とする役務提供 ・ 事業用の固定資産の売却収入	・(店舗において顧客に提供するものと同種の) 出前を含む ・建設業等のうち、元請け業者から無償で材料の支援を受けて建設や製造を行う場合は第4種
第5種事業	50%	・サービス業 ・金融保険業、運輸通信業など	情報通信業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス、宿泊業、生活関連サービス業、娯楽業、教育・学習支援業、医療、福祉、複合サービス業その他
第6種事業	40%	・不動産業	不動産仲介業、賃貸業、管理業等

例) 【建設業・製造業】 材料(主要部材)は自ら購入 → 第3種、材料は無償支給 → 第4種
 製品の修理・取付けだけの工事 → 第5種
 【飲食業】 店内飲食(10%)・宅配出前(8%/店内飲食の延長) → 第4種
 テイクアウト(8%) → 第3種
 商品加工のない飲食物品の販売(8%) → 第1種または第2種



<簡易課税の帳簿の記載例 (ブルーリターン A 画面で説明)>

普通預金		■	前科目	次科目		
票号	コード	科目 補助科目	税区分	摘要	預入 税区分	
1	400	売上	5:課税10%	(株)青色申告10月分業務委託報酬	300,000	

<税区分の入力>

1: 課税(軽減)X%	➡	第1種
2: 課税(軽減)X%		第2種
3: 課税(軽減)X%		第3種
4: 課税(軽減)X%		第4種
5: 課税(軽減)X%		第5種
6: 課税(軽減)X%		第6種

先頭に付く数字が「事業区分」を表します。

< 2割特例と簡易課税の納税額の試算表(参考) >

所得税と異なり、消費税には延納制度がありません。また、2割特例と簡易課税はたとえ赤字でも納税が必要です。各自、納税資金の準備をしておくようにしてください。

試算は、税込課税売上高すべてが一つの税率・事業区分を想定		2割特例	簡易課税 事業区分 (みなし仕入率)					
		すべての事業者	第一種 (90%)	第二種 (80%)	第三種 (70%)	第四種 (60%)	第五種 (50%)	第六種 (40%)
税込課税売上高	税率	納税額 [各欄の上段は標準税率 10%、下段は軽減税率 8%での試算] (単位:円)						
500万円	10%	90,800	45,300	90,800	136,200	181,700	227,100	272,600
	8%	73,900	36,900	73,900	111,000	148,000	-	-
600万円	10%	108,900	54,400	108,900	163,500	218,000	272,600	327,100
	8%	88,800	44,300	88,800	133,200	177,600	-	-
700万円	10%	127,100	63,500	127,100	190,700	254,400	318,000	318,600
	8%	103,500	51,700	103,500	155,500	207,300	-	-
800万円	10%	145,300	72,600	145,300	218,000	290,700	363,500	436,200
	8%	118,400	59,200	118,400	177,600	236,900	-	-

- 令和5年10月1日から課税事業者になる場合には、令和5年分は表の数値×3/12ヶ月
- 2割特例の計算は、みなし仕入率を一律80%として控除するイメージです。卸売業(90%)以外の対象者は、控除後の税負担が売上げの消費税額の2割に軽減される仕組みです。

一般課税の場合 (課税売上割合95%以上を例に説明)

- 令和5年当初から課税事業者である方については、令和4年からご来所時や会報での周知のほか、お電話等でも可能な限り「インボイス制度下の一般課税での対応の難しさ」をご案内させていただきました。一般課税のまま申告される方は、各自の責任で、しっかりとご準備をお願い致します。
- 簡易課税のもとでは、以降に説明する労力は要しませんので、経理事務の負担増を避けたい場合には、適用をご検討ください。(届出の期限や適用要件あり)

【仕入控除税額】(実額)

売上げの消費税額

-

仕入れや経費の消費税額

=

納付税額

(注) 売上げの消費税額より仕入控除税額が大きいときは還付になります。

実額計算の説明材料として、「法定事項を記載した会計帳簿の保存」が必須とされており、

制度開始後の控除には、原則、通常の請求書等でなく、「受領したインボイスの保存」が必要です。

ポイント

- ①受領した請求書等がインボイスであるか否か「インボイス公表サイト」で確認をしましょう！
控除には、「取引日」において支払先が登録を受けているか「登録日」の確認も必要です。

取引日において登録あり → 100%控除 登録なし → (後述の) 経過措置による一部控除 (当初 80%)



インボイス
公表サイト

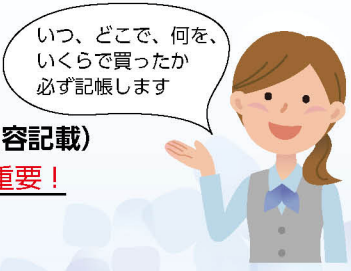
◀トップページ
「公表イメージ(ご利用方法)」から、
検索手順が確認できます。



インボイス
登録状況の管理表

◀経費等の支払先である
取引先について、登録状況を
一覧管理します。
勘定科目ごとに用意すると
便利です。

②帳簿に法定事項を記載しましょう！



共通記載事項

- ・取引先名 ・取引の内容(適用税率と(経費は)経費性が判断できる程度の内容記載)
- ・年月日 ・金額 **太字箇所がインボイス制度のもとでの記帳では最重要！**
- ※国等の補助金等は「消費税不課税(ブルーリターンAでは「税外等」)」、住宅家賃や社会保険診療報酬は「非課税」として記載します。
- ※課税売上は8%・10%の税率区分は必要ですが、簡易課税のような事業区分は必要ありません。

インボイス発行事業者“以外”へ支払う経費等(経過措置による控除)

原則、控除にはインボイスの保存が必要なところ、経過措置として一定期間は**通常の請求書等でも、一部控除(当初80%)が可能**です。

適用にあたり、帳簿に「インボイス無し」など、一定事項の記載が必要です。

- ※一部しか控除ができない分、自身の税負担が増加します。(外注工賃などウェイトが大きい経費ほど、支払先の登録状況が税負担に影響します。)
- ※支払先が登録している場合には、原則通りインボイスの保存が必要です。**保存がなければ控除ができないこととなります。まずは必ず支払先に登録状況の確認を行ってください。**

<一般課税の帳簿の記載例(ブルーリターンA画面で説明)>

科目 補助科目	税区分	摘要	収入金額	支払金額	差引残高	インボイス 無し
			税区分	税区分		
外注工賃	1:課税10%	白色 次郎 A宅 10月外壁工事分		200,000	300,000	無し

消費税10%の取引ですが、支払先がインボイス発行事業者ではないので、「インボイス無し」(一部控除)としています。申告後に簡易課税と税負担の比較をする場合には、税区分の先頭の数字を分けて入力します。(P.3参照)

仕入税額控除にあたりインボイスの保存を要しない経費等

原則、インボイスの保存が必要なところ、次の項目などは**帳簿のみで100%の控除が可能**です。**100%控除できるので、ブルーリターンAでは「インボイス無し」を選択しないよう注意。(一部だけの控除になってしまいます)**

「少額特例」(税込1万円未満の少額取引)

- ・その課税期間の前々年の課税売上高が1億円以下等の事業者が対象です。
- ・記帳に特別な記載は要しません。
- ・税込1万円未満かどうかは、商品ごとの金額ではなく、一回の取引金額で判定します。

「公共交通機関特例」(税込3万円未満の公共交通機関(船舶、バス、鉄道)の料金)

利用区間など取引内容の他、帳簿の摘要に「公共交通機関特例」と明記し、区別します。

- ・飛行機、タクシー代、パーキング代は特例の対象外です。(インボイス保存が必要)
- ・切符1枚ごとの金額や、月まとめの金額ではなく、一回の取引金額で判定します。

その他、税込3万円未満の「自動販売機特例」も存在します。



その他の注意事項

・クレジットカード払いの経費等

カード会社から受け取る明細は、取引相手が交付したインボイスではありませんので、別途、実際の領収書等の保存が必要になります。

・口座振替や自動引き落としの支払家賃

請求書等の代わりに登録番号などが記載された契約書・覚書+振込金受取書や通帳(取引年月日を示すもの)を保存することで、インボイスの保存要件を満たします。

特に一般課税の記帳は、複雑になります。ご不明な点は早期にお問い合わせ下さい！

緑税務署

人事異動

令和5年
7月10日発令



署長
池田 龍太郎
イケダ リュウタロウ



個人課税第1部門統括官
興野 真清
キョウノ マスミ



個人課税第1部門指導上席
對馬 美由紀
ツシマ ミユキ

今の時期にしっかり相談しておきましょう。(確定申告期間の複数回の相談、期限間際の相談は有料です。)

このような記帳などのご相談は9月15日(金)まで

スムーズな申告をしたい! と思っている方 必見!

今年こそ



インボイス?

経費?

記帳?

節税?

65万円
控除?

早めから実施しています!

9月20日(水)~11月30日(木)

決算準備・消費税準備 相談会開催!

詳細は、同封の別紙「決算準備・消費税準備 相談会のご案内」をご参照ください。
※記帳の仕方、点検、経費になるものの分別等については、9月15日(金)までにご相談ください。



完全予約制(最大50分) 午前：9時、10時、11時～ 午後：1時、2時、3時～

予約TEL 050-3719-5607
平日：午前9時～午後5時まで

メール登録や変更の手続きの方法 

予約サイト <https://midori-aioro.revn.jp/>
予約枠は60日前より公開

メール登録をしている方で、パスワードを忘れてしまった方は再設定 (12月開始の確定申告ネット先行予約の前に再設定!) 

Aflac アフラック

<一般社団法人みどり青色申告会担当>
がん・医療福利厚生制度 募集代理店

株式会社 マイペース




お問い合わせはこちらから! → 

0120-788-766

〒226-0011 横浜市緑区中山1-27-6 シロタ中山ビル2F
TEL 045-938-6070 FAX 045-938-6072
URL <https://mypace.co.jp/> E-mail sales@mypace.co.jp

株全国儀式サービス 24時間365日
電話1本 相談無料

3つの終活サービス

- ①「葬儀支援サービス」
万一の際に、全国共通の葬儀基本セットを安価で提供。
☎0120-421-493 詳しくは▶ 
- ②「家族のための生前整理・遺品整理」
ご家族に代わって、お部屋の片付けのお手伝い。
☎0120-204-122 詳しくは▶ 
- ③「家族のための相続手続」(NCPグループ)
不動産・預貯金などの名義変更はお任せください!
☎0120-204-122 詳しくは▶ 

Panasonic Homes

「産屋敷技術」で建物のゆがみを抑える

繰り返し襲う地震に耐え、建てる人も住む人も安心。
制震重鉄ハイブリット構造を採用

賃貸住宅も「マンション」の時代
3階建て賃貸マンション



Vieuno LUGALO

[ビューノ・ルガロ] 誕生!

予約制・無料個別相談会開催!
同封チラシをチェック!

美しさが長続きの光触媒タイル採用!

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

① 経営者のための
退職金制度

廃業後の生活資金をあらかじめ準備しておく共済制度。

② 掛金は
全額所得控除


掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除。

③ 受取時も
税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」。

共済相談室 TEL 050-5541-7171 [受付時間] 平日 9:00~17:00


チャットなら24時間いつでも質問!

小規模共済  検索

3区のおまつりに参加します!

今年も11月3日(金・祝日)に開催されるおまつり(中山まつり、青葉区民まつり、都筑区民まつり)にそれぞれ子供向けゲームのお店で出店予定です。

おまつりは会員の方たちメインで活動しています。その中で同じ個人事業主とコミュニケーションを取ったり、新しい友人を作ったり。ご興味ある方、ご協力いただける方は是非一度事務局までご連絡下さい。



日帰り親睦バス旅行

開催日: 10月12日(木)
行先: 静岡方面

詳しくは同封のチラシをご覧ください。皆様のご参加、お待ちしております。



いも堀り

開催日: 11月11日(土)
雨天の場合12日(日)

行先: JR横浜線 鴨居駅近くの畑

お子様のご参加もお待ちしております。詳しくは同封のチラシをご覧ください。




青年部主催 「スマホの操作とコミュニケーション」

～超初心者向けLINEやSMSの使い方～

7月31日(月)中山地区センター会議室にて青年部主催IT研修会第3弾「スマホの操作とコミュニケーション」を開催致しました。

参加者からは数多くの質問が飛びかいました。そのため青年部員の補助者も参加者に寄り添いながらサポートをしていました。

青年部部長 磯貝 猛



11月にも 第4弾の研修会を 予定しておりますので、ぜひご期待ください。

女性部主催 ビーズアクセサリ教室

8月2日(水)、ビーズアクセサリ教室が開催されました。参加者の多くはビーズ細工初心者でしたが、女性部員の小林さんの指導のもと、夏のリゾートにぴったりのネックレスなどが完成しました。参加者間の交流も深まり楽しいひと時を過ごせました。

女性部員 川島 洋子

初心者向け ハーバリウム教室

12月6日(水)

※詳細は11月号同封のご案内をご覧ください。

事務所にて開催



ブルーリターンA 普及表彰

普及表彰

表彰状

普及表彰状

令和5年6月27日

金 五八坂泰司

みどり青色申告会が会計ソフトの普及により会員の記帳水準向上を全国青色申告会総連合から表彰されました。(新規購入年間80本以上の会、表彰全国10会)

会員のお店紹介

随時募集しておりますので事務局までご連絡下さい(初回無料)

落ち着いた木造の店内でゆっくりとくつろげるお店です。初めての方も、常連さんも、まずは仕入れたばかりの新鮮魚の日替わりメニューをチェックして、おすすめの逸品をお召し上がりください。

居酒屋 ひいらぎ

TEL 045-572-0345

〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町 13-39-2F

営業時間 月～土 17:00～24:00 (L.O.23:00、ドリンクL.O.23:30)

定休日 日曜・祝日

<https://hiiragi-turumi.gorp.jp/>



会員特典 専門家による無料個別相談

※お申し込み、お問い合わせは事務局 (TEL:050-3719-5607) まで。

税理士による税務相談 予約制 (WEB予約可)

会場 青色申告会事務所 相談時間：50分

9月13日(水)、10月13日(金)、11月10日(金)、12月7日(木)

9:30～、10:30～、11:30～ ※60日前受付開始

日々の記帳以外の土地・建物等の譲渡、相続や贈与、法人成、住宅借入金等特別控除(初年)等のご相談をお受けしております。

協力：東京地方税理士会緑支部

不動産に関する相談

会場 青色申告会事務所 相談時間：50分

① 自宅・事業所・賃貸物件の管理・売却・修繕・リフォーム、新築・建て替えなどの相談 予約制 (WEB予約可)

9月12日(火)、10月12日(木)、11月14日(火)、12月14日(木)

14:00～、15:00～ ※60日前受付開始

青色家づくりサポート 協力：パナソニックホームズ

② 空室、建物改善、滞納等の賃貸経営の問題、相続、土地活用などの相談 随時お申込制

協力：株式会社 市萬

社会保険労務士相談 随時お申込制

労働契約や労務関係、雇用関係の助成金のご相談など、幅広く承ります。

相談時間：30分間 (初回無料)

※お申込み後、相談員からの連絡で日時と場所の調整をいただきます。

※源泉所得税のご相談は「税理士による税務相談」をご利用ください。



小林社労士 (当会顧問、青年部員)

弁護士相談 随時お申込制

取引・代金トラブル、相続、交通事故、不動産関係のご相談など、幅広く承ります。相談時間：30分間 (初回無料)

※お申込み後、相談員からの連絡で日時と場所の調整をいただきます。

※相続税のご相談は「税理士による税務相談」をご利用ください。



波戸岡弁護士 (当会顧問、青年部員)

※感染症や悪天候などのやむを得ない事情により、**急遽中止**や**電話対応**となる場合があります。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

ご報告

◎令和5年度 第3回理事会

日時：令和5年7月24日(月)午後6時30分～

場所：青葉区区民交流センター(田奈) 第5会議室

出席：理事21名、監事3名

議題：

- 報告事項 1. 職務の執行状況報告
- 2. ブロック・委員会・部会・支部からの報告

協議事項 1. 今後の会組織体制について

審議事項 1. 委員候補の承認について

- 2. 定款変更(令和4年9月2日理事会で承認済)の経緯説明について

その他 1. 緊急対応事項 代表理事の選定、臨時理事会の開催について

審議事項は採決により承認されました。

◎令和5年度 臨時理事会(第4回)

日時：令和5年8月1日(火)午後6時30分～

場所：一般社団法人みどり青色申告会事務所

出席者：理事20名、監事3名

議題：

審議事項 代表理事(新会長)の選定について

審議事項は採決により承認されました。

今後の予定

令和5年

9月6日(水) インボイス制度説明会(ハウスクエア横浜)

9月9日(土) 土曜日相談会

14日(木) 職員会議のため午後閉所

9月19日(火) 28日(木) JA横浜合同記帳相談会のため閉所

10月10日(火) 20日(金) ”

11日(水) 職員研修のため午後閉所

12日(木) 会員親睦日帰りバス研修旅行

14日(土) 土曜日相談会

11月3日(金祝) 中山まつり・青葉区民まつり・都筑区民まつり出店

11月7日(火) 健康診断(ハウスクエア横浜)

8日(水) 健康診断(ハウスクエア横浜)

11日(土) 土曜日相談会・いも掘り

14日(火) 健康診断(青葉公会堂)

編・集・後・記

平野前会長の突然のご逝去、驚きました。いつもですと、本誌「みどり青申」の入稿前に、全ページ、目を通して戴き、誤字、脱字まで、ご指摘戴いたり、時には「この話は記事になるのでは?」と提案されたり、本誌へ力をそそいで戴きました。ここに生前のご指導に感謝するとともに、ご冥福をお祈り致します。今後、津本新会長のもと、会の発展のため、更なる内容の充実を図っていきたく考えています。

広報委員長 大塚 重信